

---

---

監査委員公表

---

---

那監公表第4号  
令和7年10月15日

那覇市監査委員 新垣淑博  
同 宮城哲  
同 城間貞  
同 比嘉啓登

令和7年度行政監査の結果に伴う措置状況について（公表）

令和7年度行政監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、那覇市長及び那覇市教育委員会教育長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項後段の規定により、別添のとおり公表します。

# 令和7年度行政監査の結果に伴う措置状況について

## (1) 共通の指摘事項等

### ア 収入伝票、支出伝票及び出納簿の作成について（指摘事項）

次の(ア)(イ)の各団体では、収入及び支出は、それぞれデータや預金通帳により管理され執行されている。しかし、個別の収入伝票及び支出伝票は作成されず、会計責任者等の決裁はなく会計担当者のみによって執行されている。また、出納簿の作成がなされておらず、全体的な現金等が適正に管理されていない。

収入及び支出に当たっては、会計責任者への報告はなされているとしているものの、その報告等では客観的に証明できるものとしては、不十分である。

収入伝票、支出伝票及び出納簿は、不正な入出金等のリスクを防ぐことや現金等の管理を明確化するものであるので、各種帳票及び出納簿の作成を要望し、適正な管理を図られたい。

(ア) 文化財課（壺屋でシーサーの日実行委員会）

(イ) 文化財課（那覇市立壺屋焼物博物館友の会）

### □ 指摘事項に関する措置

#### (ア) 文化財課（壺屋でシーサーの日実行委員会）

収入伝票、支出伝票及び出納簿の作成がなされておらず適正な管理が図られていませんでした。今後は、個別の収入伝票及び支出伝票を作成し、会計責任者の決裁を行い、また出納簿を作成し、全体的な現金等を含めて適正に管理します。

#### (イ) 文化財課（那覇市立壺屋焼物博物館友の会）

収入伝票、支出伝票及び出納簿の作成がなされておらず適正な管理が図られていませんでした。今後は、個別の収入伝票及び支出伝票を作成し、会計責任者の決裁を行います。また出納簿を作成し、全体的な現金等を含めて適正に管理します。

### イ 一人の職員による現金の入出金の管理について（指摘事項）

次の(ア)(イ)の各団体では、現金の入出金は、会計事務を担う市の職員のみによって行われている。準公金においては、公金に準じた適切な管理及び事務が求められるものであり、職員一人のみで行うことは適切な管理ではない。

現金の入出金に当たっては、複数の職員で決裁や確認するなど適切な管理を図られたい。

(ア) 文化財課（壺屋でシーサーの日実行委員会）

(イ) 文化財課（那覇市立壺屋焼物博物館友の会）

### □ 指摘事項に関する措置

#### (ア) 文化財課（壺屋でシーサーの日実行委員会）

現金の入出金の管理について、会計事務を担う市の職員一人によって行われていました。今後は、複数の職員で決裁や確認をするなど適切な管理を図っていきます。

#### (イ) 文化財課 (那覇市立壺屋焼物博物館友の会)

現金の入出金の管理について、会計事務を担う市の職員一人によって行っていました。今後は、複数の職員で決裁や確認をするなど適切な管理を図っていきます。

### ウ 立替払について (指摘事項)

次の(ア)(イ)の各団体では、現金の管理及び釣銭戻入の事務処理が煩雑になるとの理由から、立替払が行われていた。

しかしながら、立替払は、団体の資金と私費との区別が不明確となることや私的流用につながるリスクが懸念されることから、支出が必要な場合は、立替払ではなく資金前渡を行うなど、公金に準じた取扱いにより対応するよう図られたい。

(ア) 牧志駅前ほしづら公民館 (那覇市牧志駅前ほしづら公民館利用団体連絡協議会)

(イ) 石嶺公民館 (那覇市石嶺公民館利用団体連絡会)

### □ 指摘事項に関する措置

(ア) 牧志駅前ほしづら公民館 (那覇市牧志駅前ほしづら公民館利用団体連絡協議会)

支払については公金に準じた取り扱いにより対応することとし、今後立替払は行わず、資金前渡による支払を行います。

(イ) 石嶺公民館 (那覇市石嶺公民館利用団体連絡会)

支払については公金に準じた取り扱いにより対応することとし、今後立替払は行わず、資金前渡による支払を行います。

### エ 預金通帳、銀行届出印の管理について (要望事項)

次の(ア)(イ)の各団体の預金通帳、銀行届出印、現金、キャッシュカードは、施錠できる同一のキャビネット内又は金庫に保管されている。

しかし、リスク分散の観点から、少なくとも預金通帳及び銀行届出印は、施錠できる別々の場所に保管し、その鍵についても担当を分けて管理することが望ましい。

(ア) 消防局予防課 (那覇市女性防火クラブ)

(イ) 牧志駅前ほしづら公民館 (那覇市牧志駅前ほしづら公民館利用団体連絡協議会)

### □ 要望事項に関する措置

(ア) 予防課 (那覇市女性防火クラブ)

課長の鍵付きデスクにて、預金通帳及びキャッシュカードを保管し、課内鍵付きキャビネットにて、銀行届出印及び現金を保管することとします。

(イ) 牧志駅前ほしづら公民館 (那覇市牧志駅前ほしづら公民館利用団体連絡協議会)

預金通帳と銀行届出印及びキャッシュカードを施錠できる別々の場所に保管し、

その鍵についても担当を分けて管理を行います。

## (2) 各部署の指摘事項等

### 【総務部】

#### ○総務課 (那覇市新年祝賀名刺交換会実行委員会)

##### ア 現金の管理及び出納簿の作成について (指摘事項)

日頃の支出に関する管理は、会則の中で専決事項が定められており、金額によって部長や課長までの決裁を受けているが、会費等の収入がある場合においては会則に専決事項ではなく、事業担当者は日計表を作成し課長へ口頭による日次報告のみが行われている。

また、課内窓口における会費受取りに対応するため、釣銭用として現金5万円を保管しているが、釣銭用としてではなく、消耗品の購入や郵送費などにも使用されていた。

出納簿が未作成のため、入出金の流れが担当した職員でしか把握できない状況であることから、日々の現金の管理が適切に行われるよう出納簿を作成し、第三者が見ても容易にチェックできる適正な入出金の管理を図られたい。

##### □ 指摘事項に関する措置

入出金の流れが把握できる出納簿を作成し、第三者が見ても容易にチェックできるような入出金の管理を行います。

##### イ 事業の会計年度について (要望事項)

那覇市新年祝賀名刺交換会実行委員会の決算は、令和6年1月4日に開催された那覇市新年祝賀名刺交換会の事業終了後1月30日に監査が実施され、その後、決算が終了している。

同実行委員会会則第11条では、「委員会の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に閉めるものとする。」と規定されている。

会計年度の処理に当たっては、実行委員会会則の規定と実態を整合させることが望ましい。

##### □ 要望事項に関する措置

同実行委員会会則第11条に基づき決算処理を行うとともに、当該業務の実情に合わせて同会則の改正を検討します。

### 【市民文化部】

#### ○文化財課 (壺屋でシーサーの日実行委員会)

##### ア 市の職員が準公金の管理等を行う根拠規定等の整備について (指摘事項)

壺屋でシーサーの日実行委員会（以下「実行委員会」という。）においては、当該実行委員会の会則はなく、市の職員が実行委員会の会計事務を担当する根拠や手続きに関する規定がない状態で、市の職員による準公金の管理等が行われている。

準公金を取扱うに当たっては、市の職員が準公金の管理を含む実行委員会の会計事務を適正に行うことができるよう、根拠や手続きに関する規定等を整備することを検討されたい。

#### □ 指摘事項に関する措置

準公金の管理等を行う根拠や手続きに関する規定がない状態で、市の職員による準公金の管理等が行われていました。今後は根拠や手続きに関する規定等を整備し、事務を適正に行っていきます。

#### イ 決算書の作成について（指摘事項）

実行委員会においては、「壺屋でシーサーの日」に係る事業の収支報告書は作成されているものの、会計年度の決算書が作成されていない。そのため、翌年度繰越金などの同実行委員会の決算状況が明らかにされていない状況であり、適正に管理されているとは言えない。

決算書は、事業実施や財務状況を把握するうえで重要なものであり、また、同実行委員会の管理運営の透明性を確保するためにも作成するよう要望されたい。

#### □ 指摘事項に関する措置

会計年度の決算書が作成されていませんでした。今後は決算書を作成し、管理運営の透明性を確保し適正に管理していきます。

### ○文化財課（那覇市立壺屋焼物博物館友の会）

#### ア 決算書と預金通帳の翌年度繰越金の不一致について（指摘事項）

那覇市立壺屋焼物博物館友の会の令和5年度の第24期収支決算報告書と預金通帳の翌年度繰越金について不一致が生じている。これは、実際には翌年度で執行するグッズ制作積立金を支出済額に計上したことや過去に寄附金として受け取ったものを収支報告書に記載せず適正な収入処理をしていなかったためとなっている。

決算書は、事業実施や財務状況を把握するうえで重要なものであり、管理運営の透明性を確保するために正確な決算書を作成するよう要望されたい。

#### □ 指摘事項に関する措置

グッズ制作積立金及び寄附金の適切な収支管理がされていませんでした。今後は予算書・決算書の記載方法等を見直し、適切な収支管理ができるように改善します。

## 【健康部】

### ○保健総務課 (那覇市献血推進協議会)

#### ア 出納簿の作成について (要望事項)

那覇市献血推進協議会の事務局となっている保健総務課職員は、当該協議会の予算を執行する際、収入及び支出伝票等を作成しているものの、出納簿の作成をしていない。

出納簿は、現金や通帳残高の照合に必要な帳簿であり、入出金の頻度や金額の多少にかかわらず作成されることが望ましい。

#### □ 要望事項に関する措置

今年度より出納簿を作成し、現金や通帳残高の照合を行うことで、適正に管理します。

## 【消防局】

### ○予防課 (那覇市女性防火クラブ)

#### ア 現金の管理について (要望事項)

那覇市女性防火クラブの収入は、ほぼ本市からの補助金となっている。

当該クラブの預金口座に本市からの補助金が振り込まれた直後、当該クラブの事務局となっている予防課職員は、キャッシュカードでその全額を引き出し、各支部の預金口座へ活動費を振り込んだ後の残額を事務局で運営経費として執行するため、消防局予防課内にある施錠できるキャビネット内に現金を保管している。

本監査の対象となった令和5年度予算については、残額が生じたため、令和6年3月 29 日に本市へ戻入しているものの、それまでの間、常に現金を保管している状況となっている。

現金については、紛失等の事故が想定されることから即時の支出予定がない場合は、預金口座で管理することが望ましい。

#### □ 要望事項に関する措置

今後については、紛失等の事故を防ぐことを目的に銀行口座内で保管し、予算執行の都度、現金を引き出すこととします。